

▼福生市の健全化判断比率

区分	平成20年度	早期健全化基準 (黄信号)	財政再生基準 (赤信号)
実質赤字比率	— (—)	13.12%超 (13.13%超)	20.00%超
連結実質赤字比率	— (—)	18.12%超 (18.13%超)	40.00%超
実質公債費比率	3.5% (4.7%)	25.0%超	35.0%超
将来負担比率	81.9% (74.8%)	350.0%超	

(注)実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額でないため「—」となります。
※市税や地方交付税などの自由に使える収入を標準化したもの。
()内は平成19年度の数値

▼福生市の資金不足比率

区分	平成20年度	経営健全化基準
下水道事業会計	— (—)	20.00%超

(注)資金不足額が生じないため「—」となります。
()内は平成19年度の数値

■法テラスと弁護士会の共催による無料法律相談
日時 11月7日(土)午後1時30分～4時30分
場所 市役所1階第1相談室
相談員 弁護士

福生消防署からのお知らせ
10月から戸別訪問で、住宅用火災警報器の設置状況の調査を実施します。
署員がお伺いした際には、ご協力をお願いします。
問合せ 福生消防署警防課 ☎552・0119

定員先着10人
申込み 10月19日(月)～11月6日(金) (平日の午前9時～午後5時)の間に日本司法支援センター(法テラス多摩) ☎050・3383・531

9月の横田基地飛行回数 問合せ 環境課環境係

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	平成21年9月	前年同月比	平成21年9月	前年同月比
飛行総数	905	103	341	163
昼間(午前7時～午後7時)	688	118	252	129
夕刻(午後7時～10時)	191	-13	85	31
夜間(午後10時～午前7時)	26	-2	4	3
最高音圧レベル(デシベル)	116	-3	97	1

11月の無料相談 問合せ 秘書広報課広報広聴係 ☎551・1568 ※休日・祝日を除く

相談内容	期日	時間	場所	備考
人権身の上相談・行政相談	4日(水)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	5日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	10日(火)			
法律相談	6日(金)・11日(水)・18日(水)・25日(水)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第1相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
交通事故相談	19日(木)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は東京都民の声課 ☎03・5320・7733へ。
税務相談	26日(木)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
少年相談	20日(金)	午前9時～午後4時30分		予約制、秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は警視庁八王子少年センター ☎042・642・1677へ。
介護保険相談	毎週火～金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎551・1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。☎539・2555
消費者相談	毎週月・木曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	市役所第二棟2階第2相談室	地域振興課 ☎551・1699
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会 ☎552・2121
金融相談	12日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会館1階相談室	商工会 ☎551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

そのほかの相談 市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、健康相談、育児相談、体力スポーツ相談 (☎551・1511市役所代表)、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談 (☎552・2121福祉センター)、教育相談 (直通 ☎551・7700)

※予約開始日が土・日曜・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

「安全安心まちづくり市民ひろば」 次回の開催 市内在住・在勤の方ならどなたでも参加できます。日時 10月27日(火)午後7時～9時 場所 市役所第一棟2階第一会議室 問合せ 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1691

●10月29日(木)午前7時～8時は駅前放置自転車クリーンキャンペーン
市では、市内の駅(東福生駅を除く)から約300m以内を自転車等放置禁止区域に指定しています。
この区域の道路や駅前広場・公園などの公共の場所に、自転車・原付が駐輪されることとなります。
あると判断され、法律に基づき、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、自治体財政の健全化を図ることとなります。
また、公営企業(下水道事業)の経営の健全性に関する指標として、資金不足比率を算定しました。資金不足比率が経営健全化基準を上回った場合は、財政状況が悪化しているかと判断されます。
平成20年度決算をもとに算定した福生市の比率は左表のとおりで、いずれも早期健全化基準を下回りました。
問合せ 財政課 ☎551・1534

と、警告札を取り付け、その後撤去し、自転車保管場所を保管します。
駅前周辺にお出かけの際は、自転車等駐車場のご利用にご協力ください。
※保管した自転車などを返還する際は、撤去保管料(自転車1,000円、原付2,000円)をいただきます。
問合せ 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1691

家具転倒防止器具支給事業のお知らせ
市では6月から「家具転倒防止器具支給事業」を行なっています。この事業は、福生市に住所を有する世帯で、希望する世帯主に対して、上限15,000円相当の家具転倒防止器具を現物で支給する事業です。なお、支給する世帯数には限りがありますので、先着順の申請となります。
■支給の流れについて
協力店舗(ミナミロックセンター)に用意されている「家具転倒防止器具支給申請書」に必要事項を記入し、その場で申請してください。その後、市役所で審査を行ない、支給(不支給)決定通知が送付されます。器具の用意ができ次第、協力店舗からの連絡後、器具を配送します。※配送については、器具メーカーからの納品状況と配送の順番の関係上、2～3か月程度いただきます。
■器具の取付け支援について
次のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯で、器具の取付けを希望する場合は、無料で取付け支援を行ないますので、「家具転倒防止器具支給兼取付け申請書」(黄色の申請書)により申請してください(申請には印鑑が必要です)。
①満65歳以上の方
②要介護・要支援認定を受けている方
③身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
④難病医療費助成(都医療証)を受けている方
⑤その他市長が特別な理由があると認めた方
※一般世帯でも、有料で業者への取付け依頼を行なえます。
その他詳細につきましては、協力店舗や市役所安全安心まちづくり課防災係で配布しているチラシ、市ホームページ(「くらし」→「防災」→「家具転倒防止器具を無償で支給します」)をご確認ください。
問合せ 安全安心まちづくり課防災係 ☎551・1638
協力店舗 ミナミロックセンター(本町115-5) ☎551・0449 ※定休日は水曜日
取付け支援業者 シルバー人材センター(牛浜163) ☎553・3261 ※定休日は土・日曜・祝日

